

令和 4 年 8 月 26 日
こども未来局児童家庭課

ヤングケアラー支援について

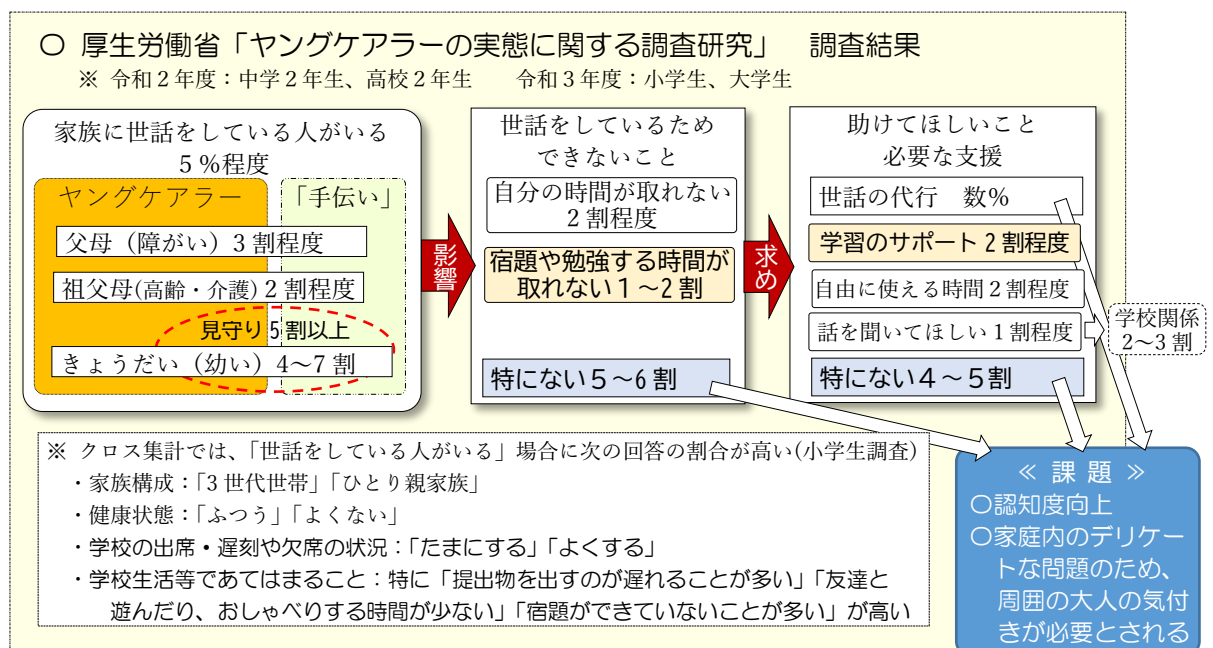
1 ヤングケアラーについて

(1) ヤングケアラーとは

厚生労働省 HP：法令上の定義はありませんが、一般に、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どもとされています。

県庁内連絡会議：日常的に行わざるを得ない家事や家族の世話が負担となり、
こどものうちに経験すべき体験に影響が生じていることも

(2) ヤングケアラーの実態



(3) 国の取組

令和4～6年度 社会的認知度向上のための集中取組期間

令和5年度 こども家庭庁 設置

ヤングケアラー支援を柱の一つに位置付け

地方公共団体の役割

実態調査・周知啓発

包括的支援・相談対応

訪問支援事業の実施

2 県におけるヤングケアラー支援について

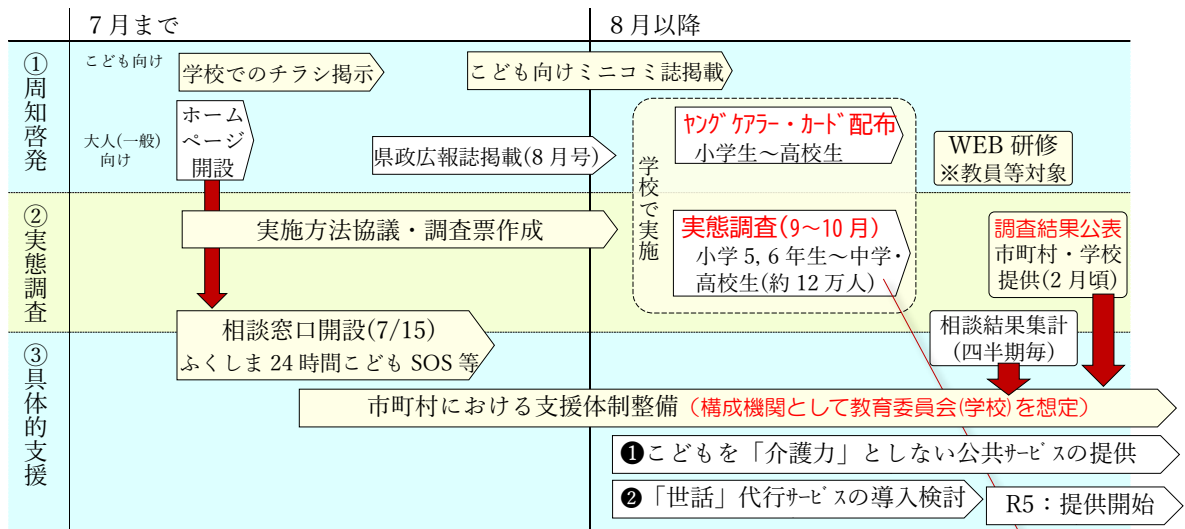
(1) 当面の目的

- ① ヤングケアラーの周知啓発による本人の自覚、周囲の大人の気付きを促進
- ② 本県におけるヤングケアラーの詳細な実態の把握
- ③ ヤングケアラーが担っている家事や家族の世話を公的サービスで対応し、

「こどもの時間」を確保

- ① こどもを「介護力」としている既存の公共サービスの見直し
- ② 既存公共サービスで対応できない「世話」を代行するサービスの導入促進

(2) 支援対策の想定スケジュール



※ 黄塗り部分は教育機関と連携し実施
 ※ 国の動向により、③の具体的な支援の内容は見直すことが想定される。

○ ヤングケアラー実態調査の概要 ○

目的：県・市町村の支援体制整備に活用するため、国実態調査の質問項目をベースに次を追加。

- ①本人の気づきを促し相談してもらうため、調査にあわせてヤングケアラー・カード（相談先の案内）を配布
- ②ヤングケアラーの絞込み
- ③「世話」代行サービスの需要把握

対象：小学5年生から高校生までの全児童生徒
 実施時期：9月から10月にかけて学校で実施
 調査方法：調査票（紙面）による無記名回答
 調査結果：集計後、市町村・学校へ提供（2月頃）

3 教育機関（学校）へのお願い

(1) 県教育委員会（教育庁）・県立学校

- ① 県立学校等への周知啓発
- ② 相談対応
 - ・ 相談対応・相談結果集計
 - ふくしま 24 時間こども SOS、教育相談電話「ダイヤル SOS」等
 - ・ 県立学校等における相談対応
- ③ 実態調査の実施に係る協力
 - ・ 県立学校・市町村教育委員会等との調整（教育庁）
 - ・ 調査の実施（県立学校）
- ④ 教員、SC、SSW 等の研修（動画研修）への参加

(2) 市町村教育委員会・市町村立学校

- ① 市町村における支援体制整備への協力（構成機関としての参画）
- ② ヤングケアラー支援に係る関係部署との連絡調整
- ③ 実態調査の実施協力
- ④ 教員等の研修（動画研修）への参加

◇ 福島県児童家庭課：ヤングケアラーについて（相談窓口のご案内等） ◇
<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21035a/yangcarer.html>